

今後中国へ進出する日本企業の展望

16007 畔柳 亞捷 大月短期大学 専門演習第 11

要旨：日本企業が中国へ進出するメリットは、労働力の確保が容易で、しかも安い賃金で済むこと、人が多いことに消費が多く、非常に大きな市場を広げる可能性がある。しかし、デメリットは、中国では役所に書類を出しても、いろいろな部署の許可を得なければならない、時間もかかり、特定の地域により手続きが変わる場合があり、非常に複雑な過程を経ることである。また、中国政府の都合により、急に法規や政策を変え、経済特別区¹⁾や税制面の優遇が大きく変わることである。これからの日本企業に望むことは、中国の文化を尊重しつつ、人材教育と人材確保を十分にいき、お互いの国で各必要な利益を得るように努力をし、さらに相互に発展することである。

1. はじめに

近年、中国へ進出する日本企業が多くなり、中国には、約 2 万 5 千社の日本企業が直接投資している。しかし、そのうち約 8 千社が赤字経営に陥っていると言われている。「(中国進出する日本企業の経営難 柯隆)」長い間、中国企業は、安い労働賃金と製造原価の圧縮ができることを背景にして、世界の工場と位置づけられてきたが、2015 年から、多くの日系企業が撤退を考え、また、拠点を他国に移すと考えている。それとともに、「チャイナリスク」²⁾という言葉も頻繁に使われるようになり、そこで、日系企業と中国企業の間の問題を取り上げようと考えたのである。その背景にある、日本と中国の会計基準・制度の相違、または、日本と中国の文化の相違などを明らかにしていきたい。

2. 日本企業が中国へ進出

2.1 日本企業が中国へ進出する歴史

中国で、1978 年から鄧小平 (トウショウヘイ)³⁾を中心として実施された改革開放⁴⁾をもとにして、経済特別区の設置、人民公社⁵⁾の解体、海外資本の積極的な導入などが行われ、市場経済への移行が推進された。日本企業は、1985 年から 1978 年は、円高の時期であり、中国では、経済特別区の設置と海外資本を積極的な導入され、安い労働賃金を求め、食品や繊維の軽工業が進出をした。1991 年から 1995 年頃では、電気や機械メーカーにより、進出企業数が増加した。その後、2001 年に中国が WHO⁶⁾に加盟し、生産拠点だけでなく販売拠点の確保を目指すようになり、「世界の工場」として、中国は方向を転換した。「(参考資料中国商務部)」

2.2 海外に進出している日本企業の拠点数

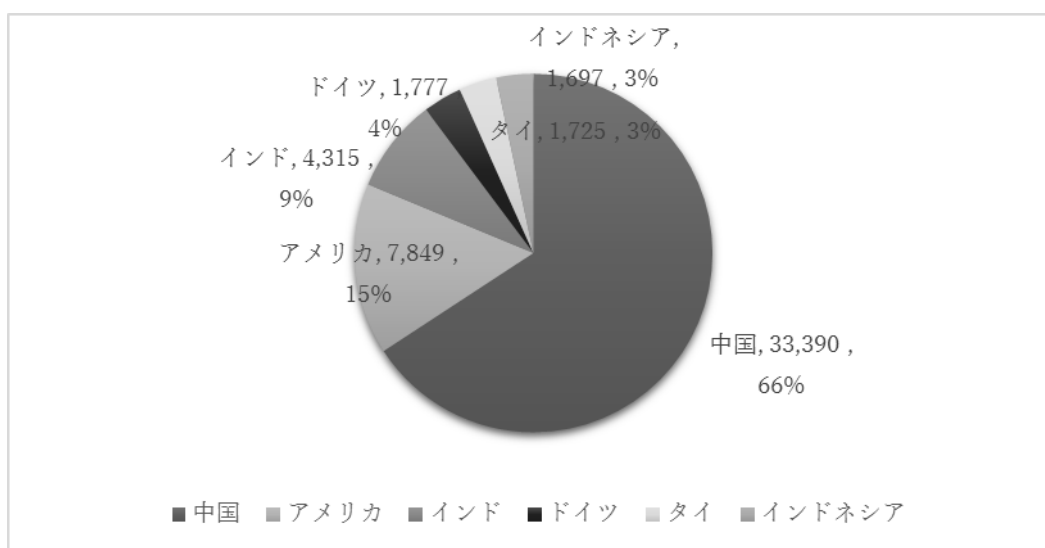
以下の表から見ると、海外に進出している日系企業の総数は 7 万 1, 129 拠点の中で、中

国の拠点数が一番多くなっている。グラフで見ると、中国の割合が50%以上を占めている。「外務省 「海外進出日系企業実態調査」 2015年10月1日時点の資料)」

【図表1】 海外進出日系企業拠点数

国名	中国	アメリカ	インド	ドイツ	タイ	インドネシア
拠点数	33,390	7,849	4,315	1,777	1,725	1,697

【図表2】 海外進出日系企業企業拠点数割合



(参考資料：外務省 「海外進出日系企業実態調査」)

2・3 日本企業が中国へ進出するメリット

2.3.1 巨大な市場が隠されている

世界銀行アメリカ合衆国国勢調査局によると、2016年の中国人口数は、13.79億人で世界一人口数の多い国である。日本の約13倍の人口数をもっている国である。2016年に一人あたり年間8,123.18ドル(914,728.49円)「(参考資料 世界銀行アメリカ合衆国国勢調査局)」という高いGDP率の中で、社会階層の資本家階級と労働者階級の間位置する階層の人も急増している(中流層)。将来性がある地域に企業が成功すれば、消費者が多く、安定した収益を生み出すことができ、人口が多いので消費も多く、非常に大きな市場になる。現在の中国では、生活水準が上昇していて、特に中流層にいる消費者は製品の品質と性能を追求するようになり、未だに多くの市場が隠されていると考える。

2.3.2 コストを抑えられ、比較的安価な賃金

物価に大きな差があるため、生産拠点をアジアに移すだけで製造原価を大きく圧縮することができる。資材や設備の調達コスト⁷⁾、流通コスト⁸⁾、プロモーションコスト⁹⁾なども大幅な削減が期待できる。人件費と生活消費は、以前よりも高まっているという事実は否定できないが、北京(ペキン)・上海(シャンハイ)といった大都市を除けば、人件

費・物価（現地滞在費）・オフィス代などの水準は、現在も日本の数分の一程度である。

2.3.3 中国の外資に対する経済特区優遇政策

＜例＞日本貿易振興企業 JETRO によると、法律により設立された対外経済合作と技術交流の発展をするための特定区域内（深圳（シイセン）、珠海（シュカイ）、ワトウ、厦門（シアメン）、海南（カイナン）経済特区を指す）および国務院が上記の区域特別優遇政策を実施するとすでに定めている区域（上海浦東新区（シャンハイホトウシンク））内に新たに設立される国が重点的に支援するハイテク企業は、上記経済特区および上海浦東新区（シャンハイホトウシンク）内で取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から2年目までは企業所得税は免除、3年目から5年目までは25%の法定実効税率¹⁰⁾を半減して企業所得税を徴収する。「(日本貿易振興企業 JETRO 2017年09月08日 p2)」

2.3.4 付加価値が付きやすい

商品やサービスの価値を決めるポイントの一つが「製品の差別化」である。現地製品よりも高いけれど、品質は良く、安心して使用できる日本製品は好まれている。例でいうと、赤ちゃんのオムツとミルクなどは、安心して使いたいため高くても、中国の消費者に対して人気のある製品である。

2.4 日本企業が中国へ進出するデメリット

日系企業の情報によると、いくつかの行政問題が挙げている。

2.4.1 市場開拓、小売、または外国から製品を輸入する場合に多くの規制がある。中国の行政担当者から許可を得なければ、販売することができない。

2.4.2 営業許可を得るのに、多くの手続きをしなければならないことによって、非常に時間がかかる。

2.4.3 経済開発区があるため、行政手続きが各省市で異なる場合がある。

2.4.4 地方政府が営業許可証を交付するに当たって、契約上、一定の条件を受諾しなければ、営業許可を認めないということがある。(富山県貿易・投資アドバイザー 梶田 幸雄 「中国進出企業の直面する問題」)

2.4.5 知的財産権の問題

知的財産権の保護がきちんとなされない商習慣の違いにより、債権回収が難しい場合がある。それと、中国では、知的財産権の問題により、製品や企業方針や企業ブランドの模倣が多く。人気のあるブランドの模倣品は現在にもインターネット上で販売されていることが多い。

2.4.6 言語・文化の違いから発生する問題

多くの方が抱えている不安のひとつが、言語や文化の差異により起こすトラブル。ある企業では、通訳や現地の人間とのトラブルなどが原因で、多額の損失を出して結局撤退してしまったというケースがある。これらの問題の根源には、日中間の文化の違いがある。例えば、中国では、利益第一主義、日本では、信用第一主義である。

3 中国企業と日本企業の会計基準・制度

3.1 中国の会計基準

中国の会計基準 1999 年に改正版が公布された『会計法』と、2006 年に公布された『企業会計基準』の二つである。会計法は、企業会計の目的や会計に関する法律の所管元、会計帳簿を付けるうえでの注意事項などを定めており、抽象的に会計の意義や義務を明文化したものである。『企業会計基準』は、概念フレームワーク (conceptual framework : 会計基準の基礎となる考え方) とそれぞれの項目別の規則から成り立っており、会計処理の基準を定めたもの。構成は国際会計基準 (IFRS) ¹¹⁾を意識した作りとなっている「(中華人民共和国財政部制定 「企業会計準則 (2003) 中英日分対照」 中国財政経済出版社 2003 年)」。

3.2 日本の会計基準

日本の会計基準は、企業会計原則を中心として、論点ごとにまとめられた多数の文書により構成されている。また、会計基準に準ずるものとして、「企業会計基準適用指針」¹²⁾、「実務対応報告」がある。

会計基準上から見ると、中日上の会計基準は大きく異なっただ点はないと言われている。「(中華人民共和国財政部制定 「企業会計準則 (2003) 中英日分対照」 中国財政経済出版社 2003 年)」

3.2 中国と日本の会計制度の違い

3.2.1 発票制度

中国の「発票」(ハァーピャオ)が日本語で「領収書」に翻訳されても、実際には「請求書」の役割もかねている。日本では、「請求書」に基づいて売上を計上し、代金回収が確認できたら領収書を発行する商習慣があるが、中国では、原則的に発票を発行しない限り、売上計上をしてはいけない。この「発票」((ハァーピャオ) (領収書))は、政府は企業の売上・費用等を正確的に把握できるように、所轄する税務局に「税務登録」をした企業は、一冊の「発票購買手冊」(発票購買手帳)をもらえる。その「発票購買手冊」(発票購買手帳)によって、税務局から発票を購入することしかできない。

2.3.2 仕入と為替差損益

中国の「損益計算書」には、「仕入」という項目がない。製造型企業の「原材料」と「補助材料」を資産項目の「原材料」に計上するが、貿易型企業は仕入した商品を一旦「商品」計上してから、販売される分を「主營業務成本」(売上原価)計上すること。なお、外貨仕入するときは、当日の、または指定する為替レートで「商品」計上をしなければならない。

2.3.3 「生産成本」

「生産成本」は日本の「製造原価」のことである。中国では毎月決算を行うので、「生産成本」は毎月「製品」、「半製品」に振替えられる。「原材料」、「補助材料」、「製造費用」

により構成された「生産成本」は月末に一定の規則と比率によって、各「製品」、「半製品」に振替えられることによって、「生産成本」の合計、明細を確認することができない。「(小企業会計制度研究組編著 「<小企業会計制度>講解」東北財政大学出版社、2004年)」

4. 日本企業が中国から撤退

日本貿易振興会 JETRO が約 3000 社を対象に実施した調査結果によると、2015 年の海外業務が国内外へ移転した企業のうち、8.5%が中国から日本への移転だった。逆に日本から中国へ拠点を移した企業は 6.8%にとどまった。2006 年の調査開始以来、初めて数字が逆転した結果により、撤退する理由を考えていきたい。「(日本貿易振興会 JETRO2015 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査)」

4.1 日系企業が中国から撤退する理由

4.1.1 人件費の上昇

中国は、経済の上昇に伴い、物価も上昇し、人件費も上がっている。日本貿易振興機構 JETRO の資料によると、中国主要都市で働く一般工の月額給与は 5 年間で 2~3 割上昇したと言われている。「(日本貿易振興機構 JETRO)」

4.1.2 生産コストの高騰

世界的な需要増加と価格上昇の影響に伴い、中国国内でも原材料とエネルギー価格が上がり、企業の生産コストに影響を与える。

4.1.3 人民元高によるコストの上昇

2005 年中国の為替制度¹³⁾の改革を実施後、2013 年まで人民元対米ドルレートは約 25% 上昇した中で、日本円は、1985 年プラザ合意¹⁴⁾後、バブルの影響もあり、ドル円は急落する。その後からは日本円が円安の状態が続いている。

4.1.4 中国の経済政策の改定

過去 30 年中国政府は海外の進んだ技術を導入することを目的として、海外投資に、減税を通して「国民以上の待遇」政策を保証してきたところが、今の中国政府では、指定されている経済開発区以外では、「国民以上の待遇」の外資企業に対する政策を改定した。

4.2 日本企業が撤退できない理由

こんなにも問題があっても、パナソニック、ダイキン、エスビー食品、ユニチカなど、中国から撤退する日系企業が増えている。しかし、撤退ができない理由をみていきたい。

4.2.1 設備の譲渡

中国は、共産主義¹⁵⁾なので、その基本の考えは、生産手段の社会的共有により、階級や搾取のない、万人の平等を旨とし、科学的な社会主義である。つまり、個人の私有財産を禁止し、全ての財産を社会で共有すること。それによって、中国へ進出する際に、投資を行い作った設備や中国で築いた財産などは、それを作った私企業のものではなく、中国社会全体のものになる。

4.2.3 従業員へ退職金の支払い

従業員との労働契約を終了した際に、従業員に対して、「経済補償金」¹⁶⁾を支払うことが義務付けられている。法定の経済補償金は、基数に当該従業員の勤務年数を乗じた金額となる。

4.2.4 撤退後にも税金がかけられる

優遇待遇を受けた企業は、企業の進出時に、現地政府は、外資誘致のため、企業所得税¹⁷⁾、増値税¹⁸⁾、管理職の個人所得税等について一定年数の還付をし、土地使用料の一部の払い戻しをすることがある。過去にさかのぼって廃棄された不良品にまでも税金をかけられる。

5 在中国日系企業の経営上の問題点と対策

5.1 在中日系企業の経営の問題点

日本貿易振興機構 JETRO 「2016 年度アジア・オセアニア進出日系企業活動実態調査—中国編—」調査期間 2016 年 9 月 1～25 日によると、「従業員の賃金上昇」77.8%、「限界に近づきつつあるコスト削減」48.2%、「品質管理の難しさ」45.0%、「競合相手の台頭（コスト面で競合）」44.4%、「従業員の質」42.4%となっている。この5つの問題点について考える。「参考資料 日本貿易振興機構 JETRO 「2016 年度アジア・オセアニア進出日系企業活動実態調査—中国編—」調査期間 2016 年 9 月 1～25 日」

5.1.1 「従業員の賃金上昇」

日本企業が中国へ進出する、大きな理由は人件費が日本と比べかなり安かったが、みずほ銀行（中国）有限公司の資料から見ると、中国の月額最低賃金を例で上海市（シャンハイシ）は、2012 年は 1,280 元（21,718 円）、2013 年は 1,450 元（24,603 円）、2014 年は 1,620 元（27,487 円）、2015 年は 1,820 元（30,811 円）、2016 年は 2,190 元

（37,159 円）、2017 年では 2,300 元（39,025 円）と推移されている。（2017 年 11 月 17 日の為替レート）5 年間で、中国の平均賃金の差は、約 1,020 元（17,307 円）に賃上げされた。まだ、日本と比べ、平均賃金は低い、円安になっている中で大手の日系企業には、大きな金額となると考える。

5.1.2 「限界に近づきつつあるコスト削減」

多くの企業は、重要な取引先から値下げの要求をされることがあって、一方、経済が発達している中国では、生活水準の上がりにより、物価も高騰している、多くの人が消費をできるようになり需要と提供が大きくなり、そこから、削減もできずに、均衡点を見つけるのに大変さがあると考えられる。

5.1.3 「品質管理の難しさ」

ここ数年来、中国製品の品質に対して、評判が悪かった。多くの食品や衣類の品質管理上で多くのトラブルを起こした。私は、昔テレビで中国がネット上で売ってる服の出所が、リサイクル上から回収された服を、消毒をせずに、リフォームをして、転売している

ニュースをみたことがあった。中国では、品質管理が難しいのは、貧富の差が激しい国であるので、貧しい人がお金儲けのために、品質の管理で仕事の手抜きや似たような材料をごまかせることが多くなり、このような多くのトラブルを起こした際に、ニュースになっても、普遍化になったせいで、中国人は、品質管理に対しての管理力は日本と比べ、低いと考える。

5.1.4 「競合相手の台頭（コスト面で競合）」

中国へ進出した国は、日本だけではなく、多くの国が進出している中で、中国企業の海外進出の動きはさらに活発化している中で、日本は円安になり、コスト面で競合は激化になると考える。

5.1.5 「従業員の質」

中国のように多民族で構成された大きな国では、地域の差、貧富の差、育った環境の差、受けた教育の差は日本人とは、大きな差があるため、考えも大きく異なるので、日系企業で働いていると、企業の経営方法の違いにより、厳しさを感じ、手抜きを探そうとするか、あるいは、耐えられずに辞めてしまう場合があると考え。中国政府が安定した保障を与えていないから中国の従業員は、自分たちの利益を大切にしている人が多く、昇給も昇進も望めない場合などは、不信や不満が生じ、トラブルを起こし、転職してしまう場合がある。

5.2 在中日系企業の経営対策

上記の問題点に、私たちが対策できるのは、「従業員の質」と「品質管理の難しさ」だと考える。「従業員の質」の改善から、「品質管理の難しさ」を改善できると考える。中国にある日系企業で働いている中国の従業員は、全員一度、日系企業の日本人の方から、一度基礎から厳しい教育の必要があると考える。ここで、人材の育成が大切となる。中国人は転職するということが至極簡単に考えているが、自分たちの利益にも大きく重視してるから、もう、すでに、労働賃金が安い国であるから、少し労働賃金を上げて、厳しく従業員の人材育成をした後の人材確保をするのも一つの対策であると考え。もしくは、日系企業の経営方針を現地に合うものにし、従業員にも、厳しさを感じさせないように多少な変化をするのも、妥当だと考える。さらに、中国に駐在する日本の従業員は、まずは、中国の歴史と文化を知り、法律や会計などを自分の専門に合わせて学ぶことも大切なことだと考える。言葉もある程度はでき、日常生活と仕事である程度のコミュニケーションが取れることも大切なことだと思ひ、通訳があっても、間違った通訳した場合もあるので、こういったトラブルが発生しないために、中国に駐在する日本の従業員にも、ある程度の中国語が必要と考える。

6. おわりに

日系企業が中国企業に進出して、会計処理上の違いはあるが、最終的には、国際貿易なので、国際会計基準に合わせ、会計が行うことが多いので、会計基準上では、大きく問題

はないが、国ごとの文化により、考え方に大きな違いがあるため、お互いの国に対してある程度文化の理解やその国に法律や専門的な知識を知ることが大切なことだと思う。中国の孫氏の兵法の中の知彼知己者 百戦不殆（彼を知り、おのれを知るもの、百戦してあやうからず）の考えがその通りだと感ずる。お互い両国間のトラブルを防ぐためには、中国の文化や考えを知り、そして、尊重をする、経営を現地に合うものにし、その中から、バランスをとることが大切だと考える。加えて、自分たちの企業は自分たちで守るべきだと考える。日系企業であるので、中国現地の企業の経営者はできることなら、中国人ではなく、日本人であったほうが良いと考える。なぜなら、従業員の不正を防げるだけではなく、しっかりと人材育成をすることが大切だと考えるからである。最後に、私は、日系企業が赤字になることは、両国にとっても大きな損失だと思い、すごく勿体無いことだと考える。日本にとって人口は中国に比較できないほど少なく、中国の労働者を多く必要とし、中国では、人口が多いため、労働者が仕事を見けるのが難しく、働ける企業がとても必要である。お互い、必要な利益を得るように努力を進めると、両国間の経済もさらに発展ができると考える。

【注】

- 1) 【経済特別区】 中国では「改革・開放」の政策に沿って、1979年7月より、深セン、珠海、汕頭(以上、広東省)、厦門(福建省)の4都市を経済特別区に指定した(当初は「輸出特別区」と呼ばれた)。
- 2) 【チャイナリスク】 外国企業が中国国内で経済活動を行う際に生じるリスク。中国固有の政治・経済・社会的要因により、外国企業が収益を損なったり、事業運営が阻害されたりする危険を指す。
- 3) 【鄧小平 (ドン シャオピン)】 (1904～1997) 中国の政治家。中国に社会主義市場経済を導入し、今日の中国経済の大躍進のもとをつくった政治家。
- 4) 【改革開放】 中国で、1978年から鄧小平を中心として実施された経済政策。
- 5) 【人民公社】 中華人民共和国で、1958年以来、農業生産合作社と地方行政機関を一体化して結成された、地区組織の基礎単位。
- 6) 【WTO】 WTO (世界貿易機関: World Trade Organization) は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果1994年に設立が合意され、1995年1月1日に設立された国際機関です。
- 7) 【調達コスト】 企業が資本を調達・維持するために必要なコスト(費用)のこと。
- 8) 【流通コスト】 商品の流通に必要な費用。
- 9) 【プロモーションコスト】 コミュニケーションの一部であり、製品、サービスに対する意識や関心を高め、購買を促進するメッセージのことを指す。通常、プロモーションの手段としては、広告、販売促進のインセンティブや褒賞、WebサイトやEメール、販売員、PRなどが用いられている。
- 10) 【法定実効税率】 課税所得に対する法人税、住民税、事業税の表面税率に基づく所定

の算定式による総合的な税率をさす。

- 11) 【国際会計基準】 IASB (国際会計基準審議会) によって設定される財務諸表作成に関する国際的会計基準のこと。
- 12) 【企業会計基準適用指針】 従来日本公認会計士協会 (JICPA) が公表してきた企業会計に関する実務指針
- 13) 【為替制度】 金融機関同士の決済を行うための仕組みである。
- 14) 【プラザ合意】 1985年9月22日にニューヨークのプラザホテルで開催された先進5ヵ国蔵相・中央銀行総裁会議 G5 で討議されたドル高是正のための一連の合意事項をいう。
- 15) 【共産主義】 これを最も一般的に定義すると、私有財産制を廃止して、全財産を社会全体の共有にしようとする思想または運動
- 16) 【経済補助金】 中国での会社より従業員に提起する労働契約の解除時に一括で支払う経済上の補助と言われ、従業員の失職後の生活補償の意味合いをするもの。
- 17) 【企業所得税】 法人の所得金額などを課税標準として課される税金、国税で、直接税、広義の所得税の一種である。
- 18) 【増値税】 増値税は物品の販売や加工、修理、補修役務の提供、物品の輸入を行う場合に適用される税金である。

実質文字数 6161 字

参考文献

●著書本

小企業会計制度研究組編著 「<小企業会計制度>講解」 東北財政大学出版社 2004 年

中華人民共和国財政部制定 「企業会計準則 (2003) 中英日分対照」 中国財政経済出版社, 2003 年

●インターネット文献

世界の人口 (米国勢調査局)

<http://www.census.gov/population/popclockworld.html>

オンラインネット 2015年7月23日 「日本企業の4割が海外からの撤退を選んだ理由」

<http://diamond.jp/articles/-/75399?page=2>

外務省 海外在留邦人数・「進出日系企業数の調査結果」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004674.html

経済界 — 経済界電子版 中国進出する日本企業の経営難 枝 隆 2014年7月28日

<http://net.keizaikai.co.jp/archives/10538>

JETRO 日本貿易振興機構 「外資に関する規制」

https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_02.html

JETRO 日本貿易振興企業 「中国 外資に関する奨励 - 各種優遇措置」 2017 年 09 月 08

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/cn/invest_03/pdfs/cn8B010_yuugu_u_gyousyu.pdf

JETRO 日本貿易振興機構 「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」 2016 年 3 月 3 日

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2016/749840002ccf19fe/outline_201603.pdf

ZUU オンライン 2015 年 06 月 12 日 「日本企業の中国進出が減少、円安や中国経済減速で」

<https://zuumonline.com/archives/68699>

大紀元日本 11 月 23 日 「優遇政策終結へ 外資企業、中国から撤退に動く」

http://www.epochtimes.jp/jp/2010/11/print/prt_d28327.html

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田 幸雄 「中国進出企業の直面する問題」

<http://www.near21.jp/kan/publication/journal/47/pdf/47-2.pdf>

中華人民共和国商務部ホームページ

<http://www.mofcom.gov.cn/mofcom/yewufenlei.shtml>

中国人民網

<http://j.people.com.cn/96019/index5.html>

日本経済新聞 2015 年 3 月 27 日 「「撤退を検討」が急増、日系企業の中国拠点に異状あり」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ084438260W5A310C1000000/?df=4>